

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
60	Tô hạp điện biên	<i>Altingia takhtadinanii</i> V.T.Thái	
61	Vải guốc	<i>Mischocarpus</i> sp.	
62	Vàng kiêng	<i>Nauclea purpurea</i> Roxb.	
63	Vùng	<i>Careya sphaerica</i> Roxb.	
64	Xà cừ	<i>Khaya senegalensis</i> A.Juss	
65	Xoài	<i>Mangifera indica</i> Linn.	
グループ VI			
1	Ba khía	<i>Coppepetalum wallichii</i> Kurz	
2	Bạch đàn chanh	<i>Eucalyptus citriodora</i> Bailey	
3	Bạch đàn đỏ	<i>Eucalyptus robusta</i> Sm.	
4	Bạch đàn liễu	<i>Eucalyptus tereticornis</i> Sm.	
5	Bạch đàn trắng	<i>Eucalyptus camaldulensis</i> Deh.	
6	Bứa lá thuôn	<i>Garcinia oblongifolia</i> Champ.	
7	Bứa nhà	<i>Garcinia loureiri</i> Pierre	
8	Bứa núi	<i>Garcinia Oliveri</i> Pierre	
9	Bồ kết già	<i>Albizia lebbeckoides</i> Benth.	
10	Cáng lò	<i>Betula alnoides</i> Halmilton	
11	Cây	<i>Iringia malayana</i> Oliver	Ko-ria
12	Chẹo tía	<i>Engelhardtia chrysolepis</i> Hance	
13	Chiêu liêu	<i>Terminalia chebula</i> Roxb.	
14	Chò nếp		
15	Chò nâu	<i>Dipterocarpus tonkinensis</i> A.Chev.	
16	Chò nhai	<i>Anogeissus acuminata</i> Wall	râm
17	Chò ổi	<i>Platanus Kerrii</i>	Chò nước
18	Da	<i>Cerlops divers</i>	
19	Đước	<i>Rhizophora conjugata</i> Linh.	
20	Hậu phát	<i>Cinamomum iners</i> Reinw	Quế lộn
21	Kháo chuông	<i>Actinodaphne</i> sp.	
22	Kháo	<i>Symplocos ferruginea</i>	
23	Kháo thổi	<i>Machilus</i> sp.	
24	Kháo vàng	<i>Machilus bonii</i> H.Lec.	
25	Khế	<i>Averrhoa carambola</i> Linn.	
26	Lông mang	<i>Pterospermum diversifolium</i> Blume	
27	Mang kiêng	<i>Pterospermum truncatolobatum</i> Gagnep.	
28	Mã nhâm		
29	Mã tiền	<i>Strychosos nux - Vomica</i> Linn.	
30	Máu chó	<i>Knemaconferta</i> var <i>tonkinensis</i> Warbg.	Huyết muông
31	Mận rừng	<i>Pranus triflora</i>	
32	Mắm	<i>Avicenia officinalis</i> Linn.	
33	Mắc niêng	<i>Eberhardtia tonkinensis</i> H. Lec.	
34	Mít nài	<i>Artocarpus asperula</i> Gagret.	
35	Mù u	<i>Callophyllum inophyllum</i> Linn.	
36	Muối m	<i>Mangifera foetida</i> Lour.	
37	Nhọ nôi	<i>Diospyros erientha</i> champ	Nho nghệ

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
38	Nhội	<i>Bischofia trifolia</i> Bl.	Lội
39	Nọng heo	<i>Holoptelea integrifolia</i> Pl.	Chàm ôi. Hôi
40	Phay	<i>Duabanga sonneratioides</i> Ham.	
41	Quao	<i>Doliohandrone rheedii</i> Seen.	
42	Quế	<i>Cinamomum cassia</i> Bl.	
43	Quế xây lan	<i>Cinamomum Zeylagicum</i> Nees.	
44	Ràng ràng đá	<i>Ormosia pinnata</i>	
45	Ràng ràng mít	<i>Ormosia balansae</i> Drake	
46	Ràng ràng mật	<i>Ormosia</i> sp.	
47	Ràng ràng tía	<i>Ormosia</i> sp.	
48	Re	<i>Cinamomum albiflorum</i> Nees.	
49	Sâng	<i>Sapindus oocarpus</i> Radlk.	
50	Sấu	<i>Dracontomelum duperreanum</i> Pierre	
51	Sấu tía	<i>Sandorium indicum</i> Cav.	
52	Sồi	<i>Castanopsis fissa</i> Rehd et Wils	
53	Sồi phẳng	<i>Quercus resinifera</i> A.Chev.	Giè phẳng
54	Sồi vàng mép	<i>Castanopsis</i> sp.	
55	Săng bốp	<i>Ehretia acuminata</i> R.Br.	Lá rập
56	Trám hồng	<i>Canarium</i> sp.	Cà na
57	Tràm	<i>Melaleuca leucadendron</i> Linn.	
58	Thôi ba	<i>Alangium Chinensis</i> Harms.	
59	Thôi chanh	<i>Evodia meliaefolia</i> Benth.	
60	Thị rừng	<i>Diospyros rubra</i> H.Lec.	
61	Trín	<i>Schima Wallichii</i> Choisy	
62	Vây óc	<i>Dalbengia</i> sp.	
63	Vàng rề	<i>Machilus trijuga</i>	Vàng danh
64	Vôi thuốc	<i>Schima superba</i> Gard et Champ.	
65	Vù hương	<i>Cinamomum balansae</i> H.Lec	Gù hương
66	Xoan ta	<i>Melia azedarach</i> Linn.	
67	Xoan nhừ	<i>Spondias mangifera</i> Wied.	
68	Xoan đào	<i>Pygeum arboreum</i> Endl. et Kurz	
69	Xoan mộc	<i>Toona febrifuga</i> Roen	
70	Xương cá	<i>Canthium didyllum</i> Roxb.	
グループ VII			
1	Cao su	<i>Hevea brasiliensis</i> Pohl	
2	Cà lồ	<i>Caryodapnopsis tonkinensis</i>	
3	Cám	<i>Parinarium aunamensis</i> Hance	
4	Choai	<i>Terminalia bellirica</i> roxb	Bàng nhút
5	Chân chim	<i>Vitex parviflora</i> Juss	
6	Côm lá bạc	<i>Elaeocarpus nitentifolius</i> Merr	
7	Côm tầng	<i>Elaeocarpus dubius</i> A.D.C	
8	Dung nam	<i>Symplocos cochinchinensis</i> Moore	
9	Gáo vàng	<i>Adina sessifolia</i> Hook	
10	Giè bốp	<i>Castanopsis lecomtei</i> Hickel et Camus	

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
11	Giê trắng	<i>Quercus poilanei</i> Hickel et Camus	
12	Hồng rừng	<i>Diospyros Kaki</i> Linn	
13	Hoàng mang lá to	<i>Pterospermum lancaefolium</i> Roxb	
14	Hồng quân	<i>Flacourtia cataphracta</i> Roxb	Bồ quân, mùng quân
15	Lành ngành hôi	<i>Cratoxylon ligustrinum</i> Bl	Thành ngành hôi
16	Lọng bàng	<i>Dillenia heterosepala</i> Finet et Gagnep	
17	Lôi khoai		
18	Me	<i>Tamarindus indica</i> Linn	Chua me
19	Mý	<i>Lysidica rhodostegia</i> Hance	
20	Mã	<i>Vitex glabrata</i> R. Br	
21	Mô cua	<i>Alstonia scholaris</i> R.Br	Mù cua, sữa
22	Ngát	<i>Gironniera subaequalis</i> Planch	
23	Phay vi	<i>Sarcocephalus orientalis</i> Merr	
24	Phôi bò	<i>Meliosma angustifolia</i> Merr	
25	Rù rì	<i>Calophyllum balansae</i> Pitard	
26	Răng vi	<i>Carallia</i> sp	
27	Săng máu	<i>Horfieldia amygdalina</i> Warbg	
28	Săng	<i>Sterculia lanceolata</i> Cavan	Săng vè
29	Săng mây		
30	Sỡ bà	<i>Dillenia pantagyna</i> Roxb	
31	Sỡ con quay	<i>Dillenia turbinata</i> Gagnep	
32	Sỏi bộp	<i>Lithocarpus fissus</i> Ousted	
		Var. <i>tonlinensis</i> H. et C	
33	Sỏi trắng	<i>Pasania hemiphaerica</i> Hicket et Camus	
34	Sui	<i>Antiaris toxicaria</i> Lesch	
35	Trám đen	<i>Canarium nigrum</i> Engl	
36	Trám trắng	<i>Canarium albrun</i> Racusch	
37	Tấu muối	<i>Vatica fleuxyana</i> tardieu	
38	Thung	<i>Tetrameles nudiflora</i> R. Br.	
39	Tai ghé	<i>Hymenodictyon excelsum</i> Wall	Tai trâu
40	Thừng mực	<i>Wrightia annamensis</i>	
41	Thần mát	<i>Millettia ichthyochtona</i> Drake	
42	Thầu tấu	<i>Aporosa microcalyx</i> Hassh	
43	Ười	<i>Storeulia lychnophora</i> Hance	
44	Vàng trứng	<i>Endospermum sinensis</i> Benth	
45	Vàng anh	<i>Saraca divers</i>	Hoàng anh
46	Xoan tây	<i>Delonix regia</i>	Phượng vĩ
グループ VIII			
1	Ba bét	<i>Mallotus cochinchinensis</i> Lour	
2	Ba soi	<i>Macaranga denticulata</i> Muell-Arg	
3	Bay thưa	<i>Sterculia thorelii</i> Pierre	
4	Bồ đề	<i>Styrax tonkinensis</i> Pierre	
5	Bồ hòn	<i>Sapindus mukorossi</i> Gaertn	
6	Bồ kết	<i>Gleditschia sinensis</i> . Lam	

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
7	Bông bạc	<i>Vernonia arborea</i> Ham.	
8	Bốp	<i>Ficus Championi</i>	Đa xanh
9	Bo	<i>Sterculia colorata</i> Roxb	
10	Bung bí	<i>Capparis grands</i>	
11	Chay	<i>Artocarpus tonkinensis</i> A.Chev	
12	Cóc	<i>Spondiaspinnata</i> Kurz	
13	Cơi	<i>Pterocarya tonkinensis</i> Dode	
14	Dâu da bắc	<i>Allospodias tonkinensis</i>	
15	Dâu da xoan	<i>Allospodias lakonensis</i> Stapf	
16	Dung giấy	<i>Symplocos laurina</i> Wall	Dung
17	Dàng	<i>Scheffera octophylla</i> Hams	
18	Duối rừng	<i>Coccolodiscus musicatus</i>	
19	Đề	<i>Ficus religiosa</i> Linn.	
20	Đò ngon	<i>Cratoxylon prunifolium</i> Kurz.	
21	Gáo	<i>Adina polycephala</i> Benth	
22	Gạo	<i>Bombax malabaricum</i> D.C	
23	Gòn	<i>Eriodendron anfractuosum</i> D.C	Bông gòn
24	Gioi	<i>Eugenia jambos</i> Linn	Roi,đào tiên
25	Hu	<i>Mallotus apelta</i> Muell. Arg	Thung
26	Hu lông	<i>Mallotus barbatus</i> Muell. Arg	
27	Hu đay	<i>Trema orientalis</i> Bl.	
28	Hu đay	<i>Trema orientalis</i> Bl.	
29	Lai rừng	<i>Aluerites moluccana</i> Willd	
30	Lai	<i>Alcurites fordii</i> Hemsl	
31	Lôi	<i>Crypeteronia paniculata</i>	
32	Mán đĩa	<i>Pithecolobium clyperia</i> var <i>acumianata</i> Gagnep	
33	Mán đĩa trâu	<i>Pithecolobium lucidum</i> benth	
34	Mốp	<i>Alstonia spathulata</i> Blume	
35	Muồng trắng	<i>Zenia insignis</i> chun	
36	Muồng gai	<i>Cassia Arabica</i>	Muồng mít
37	Nóng	<i>Sideroxylon</i> sp	
38	Núc nắc	<i>Oroxylum indicum</i> Vent	
39	Ngọc lan tây	<i>Cananga odorata</i> Hook et Thor	
40	Sung	<i>Ficus racemose</i>	
41	Sồi bắc	<i>Sapium discolor</i> Muell-Arg	
42	So đũa	<i>Sesbania paludosa</i>	
43	Sang nước	<i>Heynea trijuga</i> Roxb	
44	Thanh thất	<i>Ailanthus malabarica</i> D.C	
45	Trầu	<i>Aleurites montara</i> willd.	
46	Tung trắng	<i>Heteropanax fragans</i> Hem.	
47	Trôm	<i>Sterculia</i> sp	
48	Vông	<i>Erythrina indica</i> Lam.	

また、絶滅の恐れのある森林動植物の管理に関する政令（32/2006/ND-CP）³⁵に基づき、グループ 1A（伐採禁止）もしくはグループ 2A（伐採制限）に分類される樹種は、すべての倉庫からの出入りを記録し、船荷証券にも記載しなければならない。またこれらの材を原料とした製品を輸出する際には後述する CITES 管理部局からの許可が必要となる。

②貿易と輸送

林産物を輸送するためには、木材製品輸送にかかわる法人について、製品輸送にかかる通達（01/2007/TT-BCA-C11）³⁶に示された指針に沿って、車両登録証を取得している必要がある。車両登録以外には、車両の積載量、該当する車両が企業所有であることを示す書類も併せて必要となる。また、この車両には 2 つのライセンスが必要となる。1 つは輸送当局が発行したもの、もう 1 つは公安当局が発行したライセンスである。

木材及び木材製品のベトナムからの原産地証明等の合法性に係る内容及び輸出に係る内容は、農業農村開発省通達（01/2012/TT-BNNPTNT）³⁷に定められている³⁸。昨年度の調査の中で、この通達が近く改定されるとの情報があったが、本年度の調査期間においては改定が具体的な段階には至っていなかった。

表 4.3.13 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	事業登録証書 ⇒事業者登録の確認
2	車両登録書、車両の積載量、当該車両が企業所有である証明書 ⇒車両についてのライセンス状況の確認
3	付加価値税インボイス、森林所有者等が作成した内容明細書、森林保護局が認証した内容証明書 ⇒積載物についての確認

③外国間貿易と振替価格操作

移転価格規制にかかる財務省通達（66/2010/TT-BTC）³⁹は経済協力開発機構（OECD）のガイドラインに沿って作成されている。本通達は OECD ガイドラインが定めるアームズレングス原則と移転価格手法を採用している。

³⁵ Nghị định Về quản lý thực vật rừng, động vật rừng nguy cấp, quý, hiếm (http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=16378)

³⁶ Thông tư Quy định về việc tổ chức đăng ký, cấp biên số phương tiện giao thông cơ giới đường bộ (http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=14219)

³⁷ Thông tư Quy định hồ sơ lâm sản hợp pháp và kiểm tra nguồn gốc lâm sản (http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=27414)

³⁸ 過年度報告書 p.162

³⁹ Thông tư Hướng dẫn thực hiện việc xác định giá thị trường trong giao dịch kinh doanh giữa các bên có quan hệ liên kết (http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=25406)

タックスヘブンに置かれた関連事業者とのオフショア取引と人為的な移転価格との組合せは、伐採国に対する法的に定められた税及び支払い手数料を回避する手法である。このため、関連事業者間取引を実施する事業体は、関連事業者間取引の年次開示を作成して納税申告時に提出することが求められている。また、関連事業者間取引がアームズレングス原則に基づいていることを示す移転価格関連書類を作成・保持するとともに、税務当局の要請に応じてそれらの書類を 30 営業日以内に提出しなければならない。

表 4.3.14 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	関連事業者間取引の年次開示
2	移転価格に関連する書類

④税関規則

輸出入に関連する手続きを定める法令には、税関法及びこれに係る財務省通達がある。2005 年政令第 154 号で税関申告者の提出書類の種類が定められ、2013 年財務省通達第 128 号及びこれを改定した 2015 年財務省通達第 38 号で輸出・輸入商品に対する税関手続き、税関検査・監視、輸入税及び税務管理等を規定している⁴⁰。

なお、前記の通り、通達第 128 号が通達第 38 号に置き換わったという位置づけであるにもかかわらず、行政職員への通知が行き届いていないことから、事業者が双方の通達への文書を揃える事例が見られた⁴¹

表 4.3.15 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	輸出入商品申告書
2	輸出入許可証
3	検査免除通知書/検査結果通知書
4	(輸入の場合) 売買領収書、船荷証券、原産地証明書

⑤CITES (ワシントン条約)

ベトナムは 1994 年にワシントン条約を批准した。ベトナムから商用取引されている木材で CITES 付属書 II に掲載されている種は *Aquilaria* 属及び *Dalbergia cochinchinensis* (タイ・ローズウッドもしくは紫檀) である。外国との貿易にかかる規定を定めた政令

⁴⁰ 過年度報告書 p.170

⁴¹ 聞き取り調査 HUE MINH JOINT STOCK 社 (2017 年 6 月 22 日)

(187/2013/ND-CP)⁴² (2013) 及びその指針を定めた財務省通達 (04/2014/TT-BTC)⁴³ (2014) においては、輸出もしくは再輸出国においては適切な CITES に係る書類がそろっている必要がある。

Aquilaria 属の *Aquilaria crassna* (シャムジンコウ) については 1992 年以降、伐採及び取引が禁止されている。一方で、同樹種の人工林も存在しており CITES 許可証を得ての取引は合法とされる。

タイ・ローズウッドについては近隣のカンボジア、タイ、ラオスでも発見されており、カンボジアとタイの国境付近の Dangrek 山地において違法伐採の対象になっている。ベトナムにおいても木彫り及び家具の材料として高い評価を得ており、慎重に取り扱われている。

表 4.3.16 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	CITES 許可書類

⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

農業農村開発省通達 (01/2012/TT-BNNPTNT)⁴⁴ の中で合法性に関する内容が記載されているが、前記のとおり、同通達は現在改定中である。

なお、ベトナム政府及び欧州連合は 2010 年 8 月 18 日に FREGT 及び VPA に係る正式な交渉を開始し、2017 年 5 月に合意がなされた。ベトナム林業総局 (VNFOREST) は木材合法性保証制度 (VNTLAS) の準備を進めている (詳しくは後述)。

⁴² Nghị định QUY ĐỊNH CHI TIẾT THI HÀNH LUẬT THƯƠNG MẠI VỀ HOẠT ĐỘNG MUA BÁN HÀNG HÓA QUỐC TẾ VÀ CÁC HOẠT ĐỘNG ĐẠI LÝ MUA, BÁN, GIA CÔNG VÀ QUÁ CẢNH HÀNG HÓA VỚI NƯỚC NGOÀI (<http://vbpl.vn/sonla/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=32621>)

⁴³ Thông tư QUY ĐỊNH CHI TIẾT THI HÀNH MỘT SỐ ĐIỀU CỦA NGHỊ ĐỊNH SỐ 187/2013/NĐ-CP NGÀY 20 THÁNG 11 NĂM 2013 CỦA CHÍNH PHỦ QUY ĐỊNH CHI TIẾT THI HÀNH LUẬT THƯƠNG MẠI VỀ HOẠT ĐỘNG MUA BÁN HÀNG HÓA QUỐC TẾ VÀ CÁC HOẠT ĐỘNG ĐẠI LÝ MUA, BÁN, GIA CÔNG VÀ QUÁ CẢNH HÀNG HÓA VỚI NƯỚC NGOÀI (<http://vbpl.vn/botaichinh/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=45096>)

⁴⁴ Thông tư Quy định hồ sơ lâm sản hợp pháp và kiểm tra nguồn gốc lâm sản (http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=27414)

4.3.3 森林認証制度

ベトナム国には独自の森林認証制度はなく、FSC（Forest Stewardship Council）認証制度の取得が進められている。

2018年現在で、31のFM認証森林があり、その合計面積は233,824haである⁴⁵。このうち約12万haが人工林である⁴⁶。ベトナムは天然林伐採を禁止しているため、人工林のFSC-FM認証を増やしていきたいが、400万ha存在する人工林面積に対しての取得率は低迷している。

また、CoC認証取得団体数は588団体である。

4.3.4 その他の関連情報

1) FLEGT-VPA 大筋合意の内容と今後の交渉

2017年5月11日に大筋合意がなされたEUとベトナム国間の協定の内容はEU FLEGT FacilityのWebサイトに掲載されている⁴⁷。協定は27条から成る条文と、IからIXまでの附属書（Annex）により構成されている（表4.3.17）。

表 4.3.17 各附属書の構成

附属書 I	FLEGT ライセンスでカバーされる対象品目
附属書 II	ベトナム木材合法性の定義
附属書 III	FLEGT ライセンスでカバーされる木材製品のベトナムから EU への自由な流通のための引渡し条件
附属書 IV	FLEGT ライセンス制度
附属書 V	ベトナム木材合法性保証制度（VNTLAS）
附属書 VI	独立評価についての付託事項
附属書 VII	ベトナム木材合法性保証制度の運用準備評価基準
附属書 VIII	情報の公共開示
附属書 IX	共同実施委員会の機能

本項では、協定の中でポイントとなる附属書 I・II・IV・V の各内容について記載する。

⁴⁵ FSC FACTS AND FIGURES 2018 (<https://ic.fsc.org/en/facts-and-figures>)

⁴⁶ 聞き取り調査 FSC

⁴⁷ Vietnam-EU VPA text and annexes (<http://www.euflegt.efi.int/Vietnam>)

(1) 附属書 I FLEGT ライセンス制度でカバーされる対象品目

対象品目は表 4.3.18 の通りとされている。

表 4.3.18 対象品目 (附属書 I)

HS コード	品目
4401	燃料用木材
4403	丸太
4406	枕木
4407	製材品
4408	単板
4409	モールディング
4410	パーティクルボード
4411	ファイバーボード
4412	合板
441300	改良木材
441400	木製フレーム
4415	梱包材
4416	木製たる、おけ
4418	木製建具
940330 940340 940350 940360	木製家具

(2) 附属書 II ベトナム木材合法性の定義

①対象とする主体

協定では、対象とする事業者を法人事業者 (Organisations) 及び非法人事業者 (Households) に分けている。法人事業者及び非法人事業者の定義は附属書 V の 2.2.1 に記載されている (表 4.3.19)。

表 4.3.19 対象とする事業者の定義 (附属書 V の 2.2.1)

法人事業者 (Organisations)
サプライチェーンのいずれかのステージに関連し、事業登記を行っている全ての組合及び企業
非法人事業者 (Households)
家族・個人・村落共同体等、法人事業者のカテゴリに含まれないすべての事業者。

②合法性の定義や他の用語の定義

木材の合法性の定義 (the Legality Definition : LD) は 7 つの原則 (Principle) から成っており (表 4.3.20)、原則の下には基準 (Criterion)、指標 (Indicator)、検証項目 (Verifier) が階層構造をなしている。

表 4.3.20 木材の合法性の定義における原則 (Principle)

	法人事業者	非法人事業者
原則 I	諸規則 (土地利用、森林利用及び管理、環境、社会) を順守した国内木材の伐採	
原則 II	押収された木材の取り扱い規則の遵守	
原則 III	輸入木材の取り扱い規則の遵守	
原則 IV	木材の輸送及び貿易に関する規則の遵守	
原則 V	木材の加工に関する規則の遵守	
原則 VI	輸出に関する規則の遵守	
原則 VII	課税及び労働に関する規則の遵守	課税に関する規則の遵守

「原則」のレベルの表現では、法人事業者と非法人事業者の違いは、上記のように原則 VII のみに現れている。しかし、実際には、「基準」以下の階層が異なっているものがある。法人事業者と非法人事業者についての LD は、附属書 II の別表 (Appendix) 1A 及び 1B にそれぞれ整理されている。別表 1A 及び 1B には、LD に加え、各検証項目に対応した参照法令等がそれぞれ整理されている (図 4.3.7)。

ANNEX II / APPENDIX 1A: LEGALITY DEFINITION FOR ORGANISATIONS			
PRINCIPLE 1: HARVESTING OF DOMESTIC TIMBER COMPLIES WITH REGULATIONS ON LAND USE RIGHTS, FOREST USE RIGHTS, MANAGEMENT, ENVIRONMENT AND SOCIETY (ORGANISATIONS)			
Principle Criterion Indicators	Verifiers	Type of Verifier S=Static D=Dynamic	Legal references for verifiers
Criterion 1: Compliance with regulations on main harvesting of natural forest timber			
Indicator 1.1: Complying with legal regulations on land use right and forest use right, one of the following documents is required:			
	1.1.1. Decision on land allocation (Prior to 15/10/1993);	S	No specific legislation prior to 1993 on land allocation
	1.1.2. Decision on forest allocation (From 15/10/1993 to 1/7/2004);	S	Article 5, 13, 14 Decree 02. CP; Article 16, 17 Decree No. 163/1999/ND-CP

図 4.3.7 合法性の定義の具体例（附属書 II 別表 1A を用いて例示）

なお、検証項目は、事業登記や森林使用权、課税並びに労働規則等、組織等の基盤や運営に関わる静的検証項目（Static Verifiers）と、サプライチェーンの各段階における取引内容明細や売上に関する情報等数量に関する動的検証項目（Dynamic Verifiers）に分けられる。

(3) 附属書 IV FLEGT ライセンス制度

①制度の概要

ベトナム国から EU 市場に向けて輸出されるうち、附属書 I に含まれる木材製品の貨物は、FLEGT ライセンスを持つことが求められる。FLEGT ライセンスは、輸出者ごと、EU への入国地点ごと、貨物ごとに発行されるものであり、所轄するベトナム国のライセンス当局によって、ベトナム国内の税関手続き前に発行される。

なお、ベトナム国における FLEGT ライセンス当局は、ベトナム国の CITES 管理当局とする。

FLEGT ライセンスは紙媒体又は電子媒体で発行される。原則として書式 1（図 4.3.8）に定めるすべての情報を含めることとするが、それらすべてを含めることが困難な複雑な貨物については、書式 2（図 4.3.9）に定める、質的・量的な情報を含む、認可された追加的説明文書を添付しなければならない。

FLEGT ライセンスの有効期間は最長で 6 か月間である。ただし、ライセンスの有効期間満了後に 1 度だけ、最長で 2 か月間の期間延長が可能である。

Template 1: FLEGT Licence Format		FLEGT	
European Union			
ORIGINAL	1 1. Issuing authority/Cơ quan cấp phép: Name, address/Tên, địa chỉ:	2. Importer/Tổ chức, cá nhân nhập khẩu: Name, address/Tên, địa chỉ:	
	3. FLEGT licence number / Số giấy phép FLEGT:	4. Date of Expiry (DD/MM/YYYY) / Ngày hết hạn:	
	5. Country of export / Nước xuất khẩu:	7. Means of Transport/Vận chuyển:	
	6. ISO code / Mã ISO:		
	8. Licensee / Tổ chức, cá nhân được cấp giấy phép: Name, address / Tên, địa chỉ:		
1	9. Commercial description of the timber products/Mô tả tên hàng hoá:	10. HS-heading/ Mã HS và mô tả mã HS:	
	11. Common and Scientific names / Tên thông thường và khoa học:	12. Countries of harvest / Quốc gia khai thác:	13. ISO Code of Countries of harvest / Mã ISO của quốc gia khai thác:
	14. Volume (m3) / Khối lượng lô hàng (m3):	15. Net weight (kg) / Trọng lượng thực (kg)	16. Number of units / Đơn vị tính khác:
17. Distinguishing marks (if any) / Ký hiệu nhận diện (nếu có)			
18. Signature and stamp of issuing authority / Chữ ký và con dấu của Cơ quan cấp phép:			
Place / Nơi cấp		Signature and stamp of issuing authority (Tem bảo đảm, chữ ký và đóng dấu)	
Date (DD/MM/YYYY) / Ngày cấp			

図 4.3.8 FLEGT ライセンスの書式 1 (附属書 IV 別表 1)

②ライセンスの手続き

ライセンスの手続きは以下の通りである。

1. 当局への申請

EUに木材を輸出する申請者が、ライセンス当局に対し、輸出貨物のそれぞれについての必要書類を提出する。

2. 当局による申請レビュー

- a. 申請者が法人事業者の場合、附属書 V に定める OCS データベースにおける申請者のカテゴリを確認し、カテゴリごとに必要とされる書類及び情報が揃っているかを確認する（附属書 V の説明にて後述）。
- b. 提出された書類（書式 1 及び書式 2 ほか追加添付書類）が要件に従っているかを確認する。内容に不備があれば、ライセンス当局は必要な追加情報あるいは文書について申請者に通知する。
- c. 文書の合法性及び有効性を確認する。違法伐採のリスクがあると疑われる場合、さらなる確認のため、ライセンス当局は必要に応じて検証当局及び検証主体⁴⁸と調整を実施する。

3. 決定

申請書類がベトナム木材合法性保証制度（VNTLAS）の要件を満たしていると判断されれば、ライセンス当局は当該貨物に対して FLEGT ライセンスを発行する。要件を満たしていなければ当該貨物に対するライセンス申請は却下される他、違反が発見された場合、準拠法に従った措置が取られる。

⁴⁸ 検証当局及び検証主体については附属書 V の 2.2.3 に定義されている。検証当局とは森林保護機関であり、MARD 下の森林保護局（FPD）を指している。一方、検証主体とは検証項目ごとに求められる書類等を管理監督するユニットである。検証項目ごとの検証主体は附属書 V 別表 1 に整理されている。

(4) 附属書 V ベトナム木材合法性保証制度 (VNTLAS)

①VNTLAS の構成要素 (附属書 V の 1)

VNTLAS は 7 つの制度要素で構成されている。

1. 木材の合法性の定義 (LD)
2. 検証項目の策定・検証及び承認
3. 組織分類システム (OCS、Organisations Classification System) とリスクに基づく確認
4. サプライチェーン管理
5. FLEGT ライセンス
6. 組織内の監査・申し立て及びフィードバック機構
7. 第三者による監査

②VNTLAS の適用範囲 (附属書 V の 2)

- ・ 木材の出所
VNTLAS の対象となる木材の出所は、国内天然林からの木材、国内大規模人工林からの木材、農場及び小規模植林地からの木材、ゴム材、押収木材、輸入木材の 6 種とされている。一方で、第三国を原産地とし通関するものの、ベトナム国内で加工されず国外へ出ていくトランジット木材 (timber in transit、原産地の変更がないもの) は VNTLAS の対象としないこととされている。
- ・ 木材製品カテゴリ
附属書 I に示されているすべてを対象としている。
- ・ 事業者
サプライチェーンの中のすべての事業者 (法人事業者及び非法人事業者) を対象としている。

③OCS (附属書 V の 5)

OCS⁴⁹は、リスク評価に基づいて国内の事業者を分類するシステムであり、次の表に示すように、4 つの基準の遵守/非遵守等によって事業者が 2 つのカテゴリに分類される⁵⁰。木材サプライチェーン上の事業者は全て OCS に登録することが義務付けられる。

⁴⁹ OCS 作成のために FAO の CCS (Company Classification System) が参照されたが、ベトナム国では事業登記されない事業者が多く存在するため C (Company) ではなく O (Organisation) となった (聞き取り調査 WWF)

⁵⁰ FSC の取得が事業者分類の際に有利に働くような仕組みも検討されている (聞き取り調査 FSC)

表 4.3.21 OCS における基準とカテゴリ

基準	リスクカテゴリ	
	カテゴリ 1	カテゴリ 2
1. 動的検証項目の遵守	完全に順守	何らかの不備がある
2. サプライチェーンの申告及び報告要件の遵守	完全に順守	法的な要求に基づく報告をしていない
3. 静的検証項目の遵守	完全に順守	遵守していない
4. 違反及び処罰の記録	違反及び処罰の記録が無い	何らかの違反又は処罰の記録がある
5. その他		新規事業者

OCS によるカテゴリは、以下の流れで評価・査定される。

1. 組織による自己評価
2. 1 の結果を省森林保護局（FPD）が書類や実地調査に基づき査定
3. 2 の結果を中央 FPD が判断し、データベース上で発表
4. 1～3 以外に、違反や処罰等があった場合、カテゴリ 1 の事業者を随時カテゴリ 2 に再分類し発表

なお、カテゴリ 2 の事業者は、カテゴリの再評価（自己評価⇒査定）を毎年受けなければならないが、カテゴリ 1 の事業者は 2 年に 1 度で良い。

④ サプライチェーン管理（附属書 V の 6）

VNTLAS では、重要な木材管理ポイント（control point）を以下の 6 つであるとしている（表 4.3.22）。それぞれの管理ポイントにおける適切な取り扱いを裏付けるために、事業者や FPD が記録しておくべき文書の一覧は、附属書 V の付則 2 にリスト化されている（図 4.3.10）。

表 4.3.22 VNTLAS における重要な木材管理ポイント

1	VNTLAS システム内に入ってくる木材の出所
2	木製品の最初の輸送及び取引
3	木製品の 2 番目の輸送及び取引
4	木製品のその後の輸送及び取引
5	加工サイト
6	輸出

TABLE 1. MANAGEMENT OF INFORMATION ON TIMBER SOURCES FOR ORGANISATIONS POINTS OF ENTRY IN THE SUPPLY CHAIN			
No.	Timber entry point	Responsibility for management and archiving of information in timber product dossier	
		Documents to be archived by timber owner (<u>original</u> for 5 years)	Documents to be archived by Forest Protection Agency (original/copy for non-limited period)
1a	Timber from main harvesting of domestic natural forest	1. Harvesting design statement 2. Map of harvesting area 3. List of tree marked for harvesting 4. Minutes on appraising harvesting design in the field 5. Decision on approving harvesting design 6. Harvesting Permit	1. Harvesting design statement (original) 2. Map of harvesting area (original) 3. List of tree marked for harvesting (original) 4. Minutes on appraising harvesting design in the field (original) 5. Decision on approving harvesting design (original)

図 4.3.10 サプライチェーン管理のために記録すべき文書リストの例（附属書 V の付則 2）

⑤輸入木材の管理（附属書 V の 6.3.7）

VNTLAS の下では、すべての輸入木材貨物について、以下の 3 種のうちいずれかの手法で合法性を示す必要がある。

1. 貨物全体をカバーする FLEGT ライセンス
2. 貨物全体をカバーする CITES 許可
3. 附属書表 4 に定める輸入木材のリスク分類の状況に基づくデュー・ディリジェンス及び追加文書を示す自己申告（以下を含める。d は必要に応じて含める）
 - a. 輸入貨物の説明
 - b. 生産国の関連法令に基づく合法性に関する潜在的リスク
 - c. b に関するリスク緩和手段
 - d. 「種々のリスク分類」及び「木材生産国リスク分類」に応じて附属書 V の表 4 要否が定められた追加書類（以下の(ア)～(ウ)のいずれか）
 - (ア) VNTLAS によって認められている任意認証又は国家による認証
 - (イ) 一次製品に関しての伐採国の法令に基づく伐採許可証
 - (ウ) 伐採国において 2 が求められない場合又は複合的な製品について伐採許可証を手に入れられない場合にあつては、伐採国の法令に基づく他の合法性証明文書

3.d の「種々のリスク分類」及び「木材生産国リスク分類」についての詳細を表 4.3.23 に記載する。

表 4.3.23 VNTLAS における「種のリスク分類」及び「木材生産国リスク分類」の詳細

種のリスク分類（附属書 V の 6.3.7.4）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入者はベトナムに輸入される種名を申告する必要がある、種は以下の基準で高リスク種と低リスク種に分類される。 	
高リスク種	既往の法令等に位置づけられている種 <ul style="list-style-type: none"> ・ CITES 付則 I・II・III に記載の種 ・ ベトナム法における絶滅危惧 IA 種及び IIA 種 ・ FPD や税関のデータベースに記載されている違法取引の対象種 位置付けは無いが上記に準ずる種 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部（UNODC）等から情報提供があり、EU とベトナムによる Joint Implementation Committee (JIC) が原産国における希少性や違法取引の可能性を判断した種 ・ ベトナムに初めて輸入される種 ・ 高リスク種と低リスク種の双方からなる製品
低リスク種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高リスク種以外の種
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際には、上記の基準をもとに種のリストが作成され、本協定の検討の中で JIC によって決定される。 ・ その後、高リスク種は MARD によって法的に位置づけられることとなっている。 	
木材生産国リスク分類（附属書 V の 6.3.7.5）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材生産国のうち、以下の国を低リスク国（以下、国及び地域を国と表記）とする <ol style="list-style-type: none"> FLEGT ライセンスの下での有効な TLAS を構築している国 伐採国サプライチェーン全体にわたる木材合法性の DD に関して、法的拘束力のある枠組みが存在し、それが VNTLAS の基準に適合している国 世界銀行による世界ガバナンス指標（World Governance Indicators⁵¹ : WGI）の中の「政府の有効性（Government Effectiveness）」指標が 0 以上であり、かつ、CITES 実施のためのシステムが CITES 事務局によって I レベルとされており、かつ、以下のいずれかを満たす国 <ol style="list-style-type: none"> VNTLAS の基準に適合していると認められる、木材の合法性に関する二国間合意をベトナム国との間で有している国 VNTLAS の基準に適合していると認められる国内認証システムを構築している国 ・ 上記の基準で低リスクな国のリストが作成され、本協定の実施中にレビューあるいは調整を加えられたものが JIC によって決定される。 ・ JIC の決定に基づき、MARD によって低リスクな国が法的に位置づけられる。ただし、この法令（によって位置づけられる低リスクな国のリスト⁵²）は定期的に更新される。 ・ 上記法令は税関も参照する。 	

この 2 種のリスク分類に基づいて、附属書 V の表 4 に定められるように、追加文書の要否が決定される（表 4.3.24）。

表 4.3.24 FLEGT ライセンス又は CITES 許可のない貨物についての
リスクに基づく管理（附属書 V の表 4）

種のリスク分類	木材生産国リスク分類	追加文書の要否
低	低	不要
低	高	要
高	低	要
高	高	要

⁵¹ <http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.aspx#home>

⁵² このリストはベトナム国内の輸入業者にも共有される予定（聞き取り調査 VIFORES）

さらに、税関当局は、FLEGT ライセンスや CITES 許可のある貨物を含めたすべての貨物に対して、以下の税関リスク評価システムに応じて調査を実施する。

表 4.3.25 税関リスク評価システム

税関リスク評価システム（附属書Vの6.3.7.3）	
<ul style="list-style-type: none"> ベトナム税関法の遵守の程度に応じて、貨物を赤・黄・緑の3種に分類する。 「遵守の程度」として考慮されるのは、税関規則の遵守、違反頻度、違反の性質、商品の種類、輸出入元、等 それぞれの分類に対する対応は以下の通りとされている。 	
赤：高リスク	税関当局は国境で物理的検査を実施する。すべての貨物が検査を受ける。具体的には貨物体積の5%~100%である。
黄：中リスク	税関当局は貨物の関連書類を確認する。
緑：低リスク	税関当局は申告に基づく自動通関を認める。
ただし、黄色評価及び緑評価の場合でも、必要に応じて物理的検査が行われる。得られた情報はFPDともやり取りされる。	

VNTLAS における輸入木材の取り扱いについて、ここまでの流れを整理すると次ページの図 4.3.11 の通りに整理される。

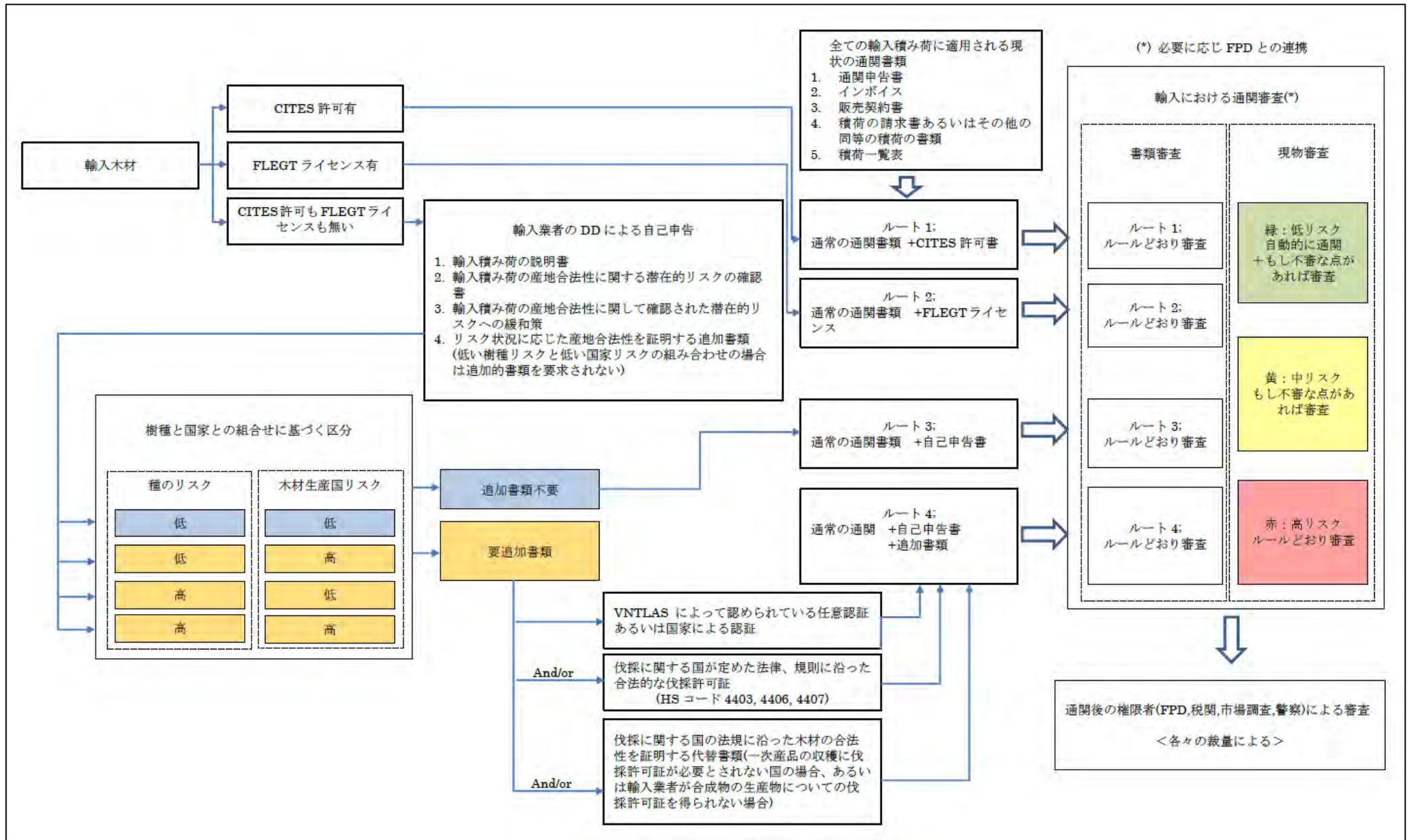


図 4.3.11 VNTLAS における輸入木材の管理チャート (附属書 V の図 3 より作成)

⑥輸出の検証（附属書 V の 7）

輸出時の木材関係書類の検証は、事業者の種別（法人事業者/非法人事業者）及び OCS カテゴリによって異なる取り扱いがなされる（図 4.3.12 及び図 4.3.13）。

木材輸出関係書類の提出

事業者が以下の書類を作成する（自己認証）。

- (i) 売買契約書又は同等の書類
- (ii) 財務省が規定する請求書
- (iii) 木材内容明細書
- (iv) 附属書 V 付則 2 に定める、サプライチェーンの中の特定のステージにおける合法性確認のための追加文書（例：森林におけるハンマー印の記録）

木材輸出関係書類のレビューと承認/却下

非法人事業者及びカテゴリ 2 の法人事業者の場合のみ

ステージ 1 の書類（原本）を地方 FPD へ提出する。地方 FPD はその後、以下のステップで書類等を検証する、

- a. OCS データベースのリスクカテゴリを確認する（法人事業者のみ）
- b. 木材輸出関係書類の完全性を確認する
- c. 書類等の合法性や信頼性を確認する。また、違反データベースを確認する。LD に関連する何らかの目立った不遵守があった場合、地方 FPD は一時的に認証を却下する。
- d. c.における目立った不遵守が無い場合、貨物体積の 20%以上について、書類との物理的な照合がなされる。木材の出所に関連した更なる検証の必要性があれば、疑義の検証について事業者に通知する。
- e. 物理的照合によって不遵守が発見されなければ、FPD は速やかに書類を認証する。逆に、何らかの不遵守が発見されれば、FPD は速やかに書類を却下するとともに、法に則った措置を実行する。

全事業者共通

（非法人事業者及びカテゴリ 2 の法人事業者にあつては上記の FPD による書類の認証後）輸出先ごとに、事業者は以下の通り輸出手続きを履行する。

- a. 対非 EU 市場：附属書 II 原則 IV で定める木材輸出関係書類と該当する税関文書を国境の税関当局に提出する。
- b. 対 EU 市場：FLEGT ライセンス発行のため、FLEGT ライセンス申請と併せて木材輸出関係書類を提出する。国境の税関当局には、附属書 II 原則 IV で定める木材輸出関係書類と該当する税関文書と併せ、FLEGT ライセンスを提出する。

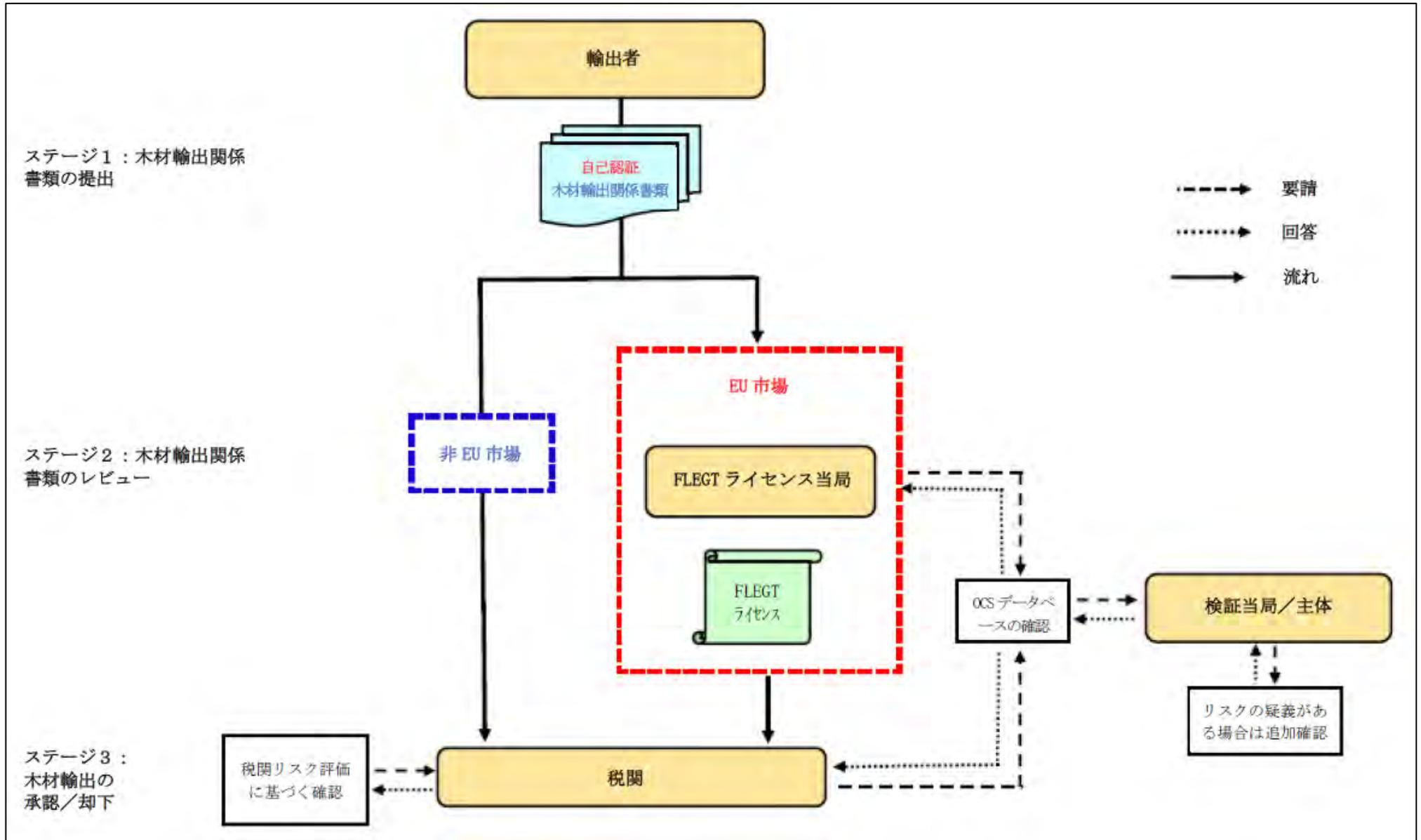


図 4.3.12 輸出の検証 (カテゴリ 1 の法人事業者 附属書 V の図 4 より作成)

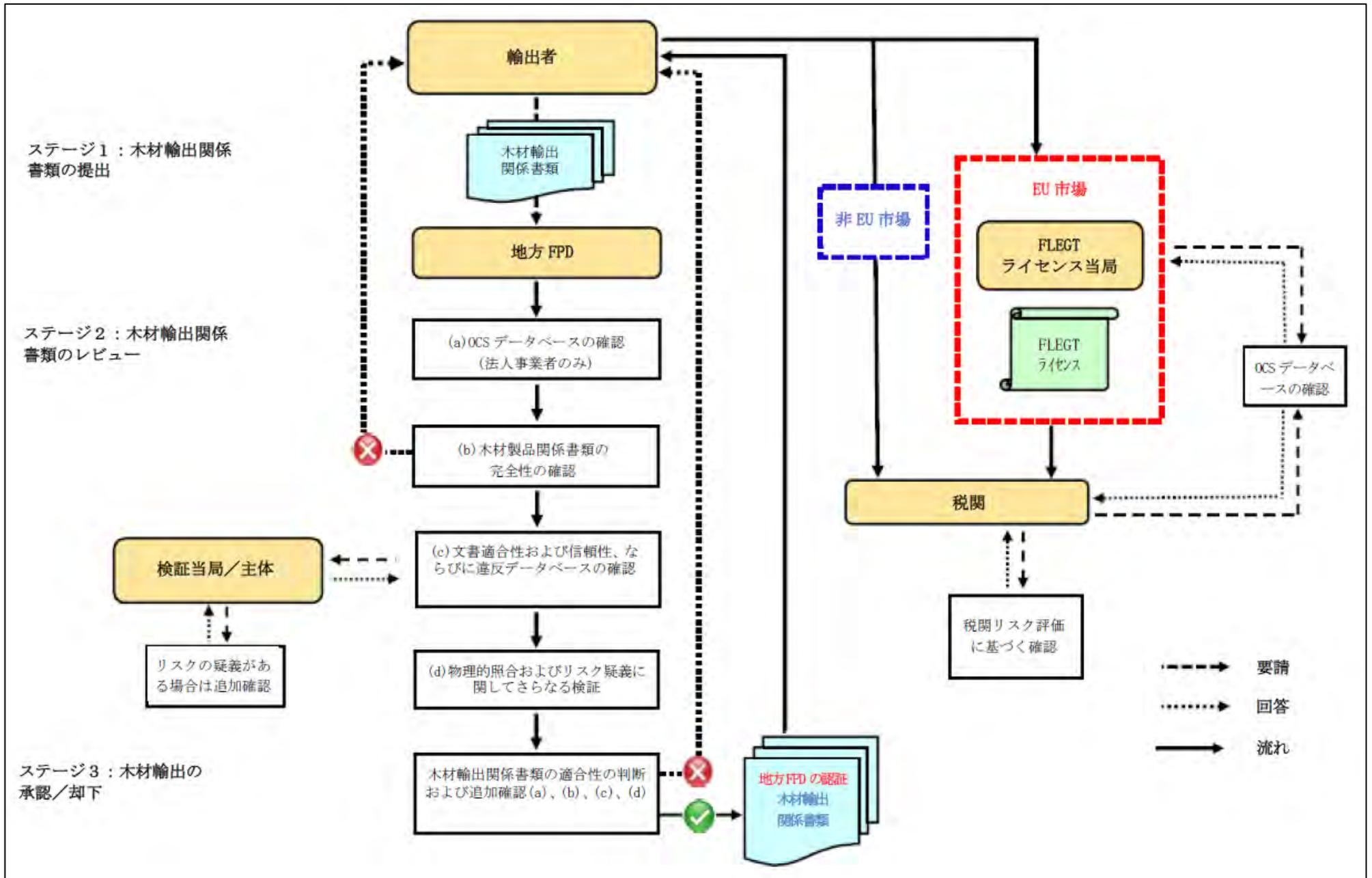


図 4.3.13 輸出の検証（非法人事業者及びカテゴリ 2 の法人事業者 附属書 V の図 5 より作成）

(5) 今後の交渉について (2017年6月時点)

ベトナム国側としては、3年以内の FLEGT ライセンス発行を目標としており、それに合わせた各種法令等の改良について、ワークショップの開催等によるフォローアップ体制を敷くという⁵³。しかし、大筋合意に至るまでに行われたのは対政府レベルの交渉が殆どであり、民間の意見の取り入れが充分ではなかった。また、ベトナム国への輸入材に関する項に相当な時間を使った。今後は、NGO や研究者等の助言も得ながら、FLEGT ライセンス取得による民間への影響を調査することとしており、これには相当の時間がかかると見られている⁵⁴。

また、ベトナム国の特徴として、NGO を含む民間団体が育っていない（法的には存在していない）ことや、第三者評価を実施できる機関が VNFOREST 内の CITES 室だけであることが挙げられ、第三者性の確保に課題がある⁵⁵。

なお、VNTLAS を対欧製品のみを実施すると欧州市場が敬遠される恐れがあることから、協定第 13 条においては、非 EU 市場に対する輸出及び国内市場で販売される木材製品等についても、VNTLAS を用いて合法性を検証することとされている。このことから、日本の輸入業者が実施する合法性の確認手段として、VNTLAS の動向に注視する必要がある。

2) ラオス関連情報

加工貿易国であるベトナムは、木材を隣国から多く輸入しているが、主要な輸入元であったラオスからの輸入は近年激減している。

この原因として、2016 年に首相令第 15 号によりラオス国内の天然林伐採が禁止されたことが挙げられる。本首相令によって、ラオス国内では、転換木材、没収材、輸入材のみが販売が可能になった結果、全産業の輸出総額に占める木材等の輸出額の割合は、90%から 50%に減少した。

一方で、未登録の零細加工事業者等は、閉鎖命令を受けたことから、その活動の場を国内の奥地や国外へ移している。ラオスもまた FLEGT-VPA 交渉中の国であり、こうした零細事業者を含めた CoC 体制の構築に取り組んでいる。

⁵³ 聞き取り調査 VIFORES (2017年6月19日)

⁵⁴ 聞き取り調査 EU Delegation Office (2017年6月20日)

⁵⁵ 聞き取り調査 MARD (2017年6月21日)